



金 沢 市 公 報

第 3 0 5 2 号 の 2

令和3年(2021年)9月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

● 告 示

○令和3年金沢市告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課) 1

○地縁による団体の認可について (市民協働推進課) 2

○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について (生活支援課) 2

○都市計画の変更について (都市計画課) 3

○市道の区域の変更について (道路管理課) 3

○道路の供用の開始について (道路管理課) 3

● 公 告

○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 4

● 選挙管理委員会告示

○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会) 4

ページ

○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について(選挙管理委員会) 4

○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 4

○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 5

○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 5

● 公営企業告示

○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について (経営企画課) 5

○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について (") 5

告 示

●金沢市告示第269号

令和3年金沢市告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部を次のように改正する。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

表中

絵画	あきのがわし きふうけいず 浅野川四季風景図	1巻	金沢市泉野町6丁目14番2号 村松七九	指定昭和63年3月11日	を
絵画	あきのがわし きふうけいず 浅野川四季風景図	1巻	金沢市長坂台16番19号 村松八尋	指定昭和63年3月11日	に、
絵画	けんぼんちやくよくしやうめんこんごう が ぞう 絹本著色青面金剛画像	1幅	金沢市観音町3丁目4番2号 醫王院	指定平成15年9月11日	を
絵画	けんぼんちやくよくしやうめんこんごう が ぞう 絹本著色青面金剛画像	1幅	金沢市観音町3丁目4番2号 宗教法人観音院	指定平成15年9月11日	に、

彫刻	もくぞう に てんりゆうぞう 木造二天立像	2 軀	金沢市観音町3丁目4番2号 宗教法人醫王院	指定平成27年4月13日	を
彫刻	もくぞう に てんりゆうぞう 木造二天立像	2 軀	金沢市観音町3丁目4番2号 宗教法人観音院	指定平成27年4月13日	
絵画	けんぼんちやくしよくしや か さんぞんじゆうろくぜん 絹本著色釈迦三尊十六善 神図	1 幅	金沢市観音町3丁目4番2号 宗教法人醫王院	指定平成29年6月29日	を
絵画	けんぼんちやくしよくしや か さんぞんじゆうろくぜん 絹本著色釈迦三尊十六善 神図	1 幅	金沢市観音町3丁目4番2号 宗教法人観音院	指定平成29年6月29日	

●金沢市告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

船見町町会

2 規約に定める目的

本会は、その区域の住民相互の連絡、親睦、環境の整備、会館の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
金石本町	二	94番及び95番（枝番を含む。）
	ホ	1番及び3番から5番まで（枝番を含む。）
普正寺町	四	26番、44番、82番、83番及び125番から128番まで（枝番を含む。）

4 主たる事務所

金沢市普正寺町四の26番地68

5 代表者の氏名及び住所

松栄 寿直

金沢市普正寺町四の26番地20

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

令和3年9月13日

●金沢市告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつ

たので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所			事業者		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地		名称	所在地		
		変更前	変更後				
1700100199	金沢市地域包括支援センターまがえ	金沢市馬替2丁目125番地	金沢市額新保1丁目351番地	特定医療法人 扇翔会	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	令和3年8月1日	介護予防支援
1710118348	南ヶ丘居宅介護支援事業所	金沢市馬替2丁目125番地	金沢市額新保1丁目351番地	特定医療法人 扇翔会	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	令和3年8月1日	居宅介護支援
1710118348	南ヶ丘ヘルパーステーション	金沢市馬替2丁目121番地	金沢市額新保1丁目351番地	特定医療法人 扇翔会	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	令和3年8月1日	訪問介護

●金沢市告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備考
金沢都市計画道路	金沢市涌波1丁目、大桑町、末町、辰巳町及び上辰巳町の各一部	金沢市都市整備局都市計画課	3・4・46号 観音堂涌波線

●金沢市告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年9月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	川 北 10 号 木 越 町 線 18 号	木 越 町 ハ 95 番 1 先 から	旧	2.5	103.7
		木 越 町 ハ 77 番 先 まで	新	4.0~6.0	179.7

●金沢市告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年9月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
川 北 10号 木 越 町 線 18号	木 越 町 八 木 越 町 八	95番 1先から 77番 先まで
		令和3年9月13日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年9月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市城南2丁目778番5、778番7から778番15まで及び825番1から825番6まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市米泉町8丁目68番地 英善地所株式会社 代表取締役 埴田 竜太	道路 金沢市城南2丁目778番5、825番4及び825番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 水路 金沢市城南2丁目778番14、778番15及び825番6並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,536人

●金沢市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,598人

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により

次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,598人

●金沢市選挙管理委員会告示第16号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,536人

●金沢市選挙管理委員会告示第17号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,799人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和3年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 51,730円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 64,640円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 52,980円

2 原料価格変動額 36,500円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 52,980円（1トン当たり平均原料価格）＝ 36,500円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－36,500円（原料価格変動額）/ 100円×0.082円

この結果、令和3年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.93円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第27号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年9月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和3年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 64,640円

2 原料価格変動額 21,700円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 64,640円(1トン当たり平均原料価格) = 21,700円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 21,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、令和3年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から44.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

令和3年(2021年)9月13日 印刷

発行人

金 沢 市

令和3年(2021年)9月13日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄